

第4章 今後の重点的な取組

まず、ギャンブル等依存症に対して、行政職員のほか、医療、福祉、法律等の各分野の専門家も含めて、一般に意思の問題、自己責任で解決すべき問題と考えられていることや、本人自身も「否認の病」と言われるように、問題があることや、病気であることを認めないといったことがあるため、支援につながり難い現状があることから、正しい理解促進への普及啓発を図る必要があります。

次に、ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題等、非常に多岐に渡ることから、有効な支援施策展開するためには、その連携体制の構築をすることによって、総合的な取組を進めます。

三つ目に、ギャンブル等依存症対策の基本計画として、目標設定に必要となるギャンブル等依存症者の数、治療の必要な者の数など基礎データが整っていないため、計画策定後も県内におけるギャンブル依存症の実態把握やデータ蓄積に努め、国が実施する実態調査の結果も勘案し、明確な目標が設定できるよう努めることとします。

1 ギャンブル等依存症に対する正しい理解の促進

ギャンブル等にのめり込んだ者に対し、自己責任であるとの認識が根強いこと、「否認の病」と言われるように本人が問題や病気を認めないことから支援につながりにくい、このためギャンブル等依存症が精神疾患であることの正しい理解を周知し、必要な支援につなげる必要があります。

2 地域支援ネットワークの構築

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のそれに関連して生じる問題が広く存在します。その対策を講じるには、関係機関の連携体制の構築が必要不可欠です。

3 ギャンブル等依存症問題の実態把握

現時点では、国の策定した基本計画においても、今後、実態把握に努めることが記載されているように、その実態把握が必ずしも十分ではありません。このため、国の実態調査を参考にするとともに、県内の状況については、県民モニター等を活用し実態把握に努め、今後の計画の見直し時により具体的な目標設定に資する必要があります。